

令和8年6月15日 開会

令和8年6月 日 閉会

令和8年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	令和7年度江差町一般会計継続費繰越計算書について	P 1
報告第2号	令和7年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について	P 3
報告第3号	令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	P 5
報告第4号	令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について	P 7
報告第5号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P 9
報告第6号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P 11
承認第1号	令和8年度江差町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を 求めることについて	P 13
議案第1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	P 25
議案第2号	令和8年度江差町一般会計補正予算（第4号）について	P 31
議案第3号	令和8年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について	P 45

報告第 1 号

令和 7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書について

令和 7 年度江差町一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和7年度 江差町一般会計 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費予算現額				支出及び見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計	繰越金				特定財源			
											国・道 支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)道の駅「かもめ島」整備事業	円 1,973,092,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
2 総務費	1 総務管理費	江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新	47,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 総務費	1 総務管理費	江差円山デジタルテレビ中継局送受信機更新	47,376,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

報告第 2 号

令和 7 年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和7年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)道の駅「かもめ島」 整備事業(開陽丸管理棟 解体)	円 89,430,000	円 49,354,000	円	円 47,077,000 (内訳) 国庫支出金 24,677,000 地方債 22,400,000	円 2,277,000
2 総務費	1 総務管理費	テレビ・ラジオ難視聴対策 HBCラジオ江差中継局管 理用道路整備	円 10,967,000	円 10,967,000	円	円	円 10,967,000
3 民生費	1 社会福祉費	認知症高齢者グループ ホーム等の防災改修等支 援事業	円 6,930,000	円 6,930,000	円	円 6,930,000 (内訳) 国庫支出金 6,930,000	円 0
3 民生費	2 児童福祉費	令和7年度物価高対応子 育て応援手当支給事業	円 17,293,000	円 3,240,000	円	円 3,240,000 (内訳) 国庫支出金 3,240,000	円 0
4 衛生費	1 保健衛生費	省エネエアコン導入促進 事業(重点支援地方創生 臨時交付金事業)	円 5,000,000	円 4,700,000	円	円 3,700,000 (内訳) 国庫支出金 3,700,000	円 1,000,000
6 農林水産業	1 農業費	農業水路等長寿命化・防 災減災事業(令和7年度補 正予算分)	円 18,828,000	円 18,828,000	円	円 18,791,000 (内訳) 国庫支出金 10,355,000 道支出金 2,636,000 地方債 5,800,000	円 37,000
7 商工費	1 商工費	“エエ町江差”みんなの商 品券事業(重点支援地方 創生臨時交付金事業)	円 135,348,000	円 13,220,000	円	円 6,826,000 (内訳) 国庫支出金 6,826,000	円 6,394,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化補修対策	円 65,919,000	円 31,940,000	円	円 30,726,000 (内訳) 国庫支出金 20,026,000 地方債 10,700,000	円 1,214,000
8 土木費	3 河川費	豊部内川河床低下防止工 事(中流及び下流)	円 118,000,000	円 95,582,000	円	円 95,500,000 (内訳) 地方債 95,500,000	円 82,000
8 土木費	4 港湾費	直轄港湾整備(令和7年度 補正予算分)	円 39,000,000	円 39,000,000	円	円 39,000,000 (内訳) 地方債 39,000,000	円 0
9 消防費	1 消防費	Jアラート受信機更新及び アンテナ分離工事	円 9,867,000	円 9,867,000	円	円 9,800,000 (内訳) 地方債 9,800,000	円 67,000

報告第 3 号

令和 7 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

江差町公設地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和7年度 江差町公設地方卸売市場事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 特	収 入 入 定 財 源 特 定 財 源	一 般 財 源
1 市場管理費	1 市場管理費	江差町地方卸売市場移転新築事業	円 113,559,000	円 27,957,000		円 27,957,000 (内訳) 繰越補償金 27,957,000	円

報告第 4 号

令和 7 年度江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について

江差町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

令和7年度江差町公共下水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	令和8年度 繰越額	左の財源				不用額
						国道補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金	
1	資本的支出	2 建設改良費								
		江差・上ノ国下水道管理 センター外電気設備更新 工事	82,000	21,048	11,000	5,500	5,400	15	85	60,952

報告第 5 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年5月7日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) A氏

(乙) 江差町長 照井 誉之介

2 事案の概要

(1) 令和8年2月13日、江差町字小黒部町363番地先の町道朝日校線において甲の運転する車両が乙の管理する注意看板に衝突し、損失させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲は、乙が被った損害349,532円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後物件損害及びこれに伴う一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 6 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年5月28日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町長 照井 誉之介

(乙) A氏

2 事案の概要

(1) 令和8年3月18日、江差町字円山299番地46サツドラ江差店駐車場において甲が駐車する際、既に駐車していた乙車両のフロントバンパー（左）へ甲車両のリアバンパー（右）が衝突し、破損させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

(1) 甲は、乙が被った損害額64,516円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲が加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後上記以外の一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第 1 号

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

HBC ラジオ江差中継局管理用道路整備事業について、令和 8 年第 1 回定例会における予算補正後、中東情勢の緊迫化等により、建設資材の単価が著しく上昇したが、同ラジオ中継局の保守点検を本年 6 月末に控えるなか着実に道路整備を進める必要があることから、所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和8年5月18日

江差町長 照井 誉之介

令和8年度江差町一般会計補正予算（第3号）

令和8年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,024,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動 対策費	HBCラジオ江差中継局管理用 道路整備(資材高騰分)	2,600					2,600	
計			2,600					2,600	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18繰越金		58,042	2,600	60,642
	1繰越金	58,042	2,600	60,642
合 計		8,022,042	2,600	8,024,642

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		3,069,939	2,600	3,072,539
	1総務管理費	3,016,647	2,600	3,019,247
合 計		8,022,042	2,600	8,024,642

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 8 繰 越 金	58,042	2,600	60,642
歳 入 合 計	8,022,042	2,600	8,024,642

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	3,069,939	2,600	3,072,539				2,600
歳出合計	8,022,042	2,600	8,024,642	0	0	0	2,600

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	58,042	2,600	60,642
1 繰越金	58,042	2,600	60,642
1 繰越金	58,042	2,600	60,642
歳 入 合 計	8,022,042	2,600	8,024,642

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	2,600	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3,069,939	2,600	3,072,539				2,600
1 総務管理費	3,016,647	2,600	3,019,247				2,600
8 住民運動対策費	52,587	2,600	55,187				2,600
歳 出 合 計	8,022,042	2,600	8,024,642	0	0	0	2,600

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
14 工 事 請 負 費	2,600	HBCラジオ江差中継局管理用道路整備 (資材高騰分)

議案第 1 号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正並びに令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援金の創設により、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和４０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「「国民健康保険事業納付金」を「「国民健康保険事業費納付金」に、「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。））」を加え、同項に次の１号を加える。

（４） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項ただし書中「６６０，０００円」を「６７０，０００円」に改め、同条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

５ 第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３０，０００円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、３０，０００円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。））」を「法」に、「１００分の８．００」を「１００分の８．１１」に改める。

第４条中「２５，８００円」を「２５，９００円」に改める。

第５条第１号中「第７条の２」の次に「、第９条の７」を加え、「２５，７００円」を「２６，３００円」に改め、同条第２号中「１２，８５０円」を「１３，１５０円」に改め、同条第３号中「１９，２７５円」を「１９，７２５円」に改める。

第６条中「１００分の２．４６」を「１００分の２．７７」に改める。

第７条中「８，７００円」を「８，９００円」に改める。

第7条の2第1号中「8,400円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「4,200円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「6,300円」を「6,750円」に改める。

第8条中「100分の1.97」を「100分の1.98」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第23条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「」並びに「」を「)、」に改め、「、170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、同項第1号ア中「18,060円」を「18,130円」に改め、同号イ中「17,990円」を「18,410円」に、「8,995円」を「9,205円」に、「13,492円」を「13,807円」に改め、同号ウ中「6,090円」を「6,230円」に改め、同号エ中「5,880円」を「6,300円」に、「2,940円」を「3,150円」に、「4,410円」を「4,725円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者

均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- ・特定世帯 350円
- ・特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号ア中「12,900円」を「12,950円」に改め、同号イ中「12,850円」を「13,150円」に、「6,425円」を「6,575円」に、「9,637円」を「9,862円」に改め、同号ウ中「4,350円」を「4,450円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,500円」に、「2,100円」を「2,250円」に、「3,150円」を「3,375円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
- ・特定世帯 250円
- ・特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号ア中「5,160円」を「5,180円」に改め、同号イ中「5,140円」を「5,260円」に、「2,570円」を「2,630円」に、「3,855円」を「3,945円」に改め、同号ウ中「1,740円」を「1,780円」に改め、同号エ中「1,680円」を「1,800円」に、「840円」を「900円」に、「1,260円」を「1,350円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円
- ・ 特定世帯 100円
- ・ 特定継続世帯 150円

第23条第2項第1号ア中「3,870円」を「3,885円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,475円」に改め、同号ウ中「10,320円」を「10,360円」に改め、同号エ中「12,900円」を「12,950円」に改め、同項第2号ア中「1,305円」を「1,335円」に改め、同号イ中「2,175円」を「2,225円」に改め、同号ウ中「3,480円」を「3,560円」に改め、同号エ中「4,350円」を「4,450円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項中「所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳

以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第24条の2第2項中「納期前7日」を「納期限」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 8 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 25,888 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,050,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 15 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 8 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和8年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員研修(小学校特別支援教育対策・知能検査研修)	156					156	
総務費	一般管理費	行政情報化・電子自治体推進 庁内ネットワーク強靱化サーバ更新	5,676					5,676	
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づくり 基金積立	2,140				2,139	1	
総務費	賦課徴収費	国標準化システム導入に伴う印刷 発注業務	396					396	
総務費	戸籍住民登録費	総合行政システム改修業務(旧氏 及び旧氏の振り仮名表記等に 係る対応)	1,980	1,980					
衛生費	環境衛生費	有害鳥獣駆除			4,984			▲ 4,984	財源更正
労働費	労働費	檜山地域人材開発センター浄化 槽放流ポンプNo.2及びフロート 取替工事	279					279	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策等推進事業	822		822				
農林水産業費	水産業費振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト(ナ マコ増殖事業補助)	3,000				3,000		
土木費	都市整備事業	江差町歴史的風致維持向上計 画策定事業	10,300	10,000				300	
教育費	教育振興費	小学校特別支援教育対策(知能 検査研修)	244					244	
教育費	学校管理費	江差北中学校朝日方面部活動 便車両リース事業	895					895	
計			25,888	11,980	5,806		5,139	2,963	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		1,416,118	11,980	1,428,098
	2国庫補助金	1,029,617	11,980	1,041,597
14道支出金		318,183	5,806	323,989
	2道補助金	69,887	5,806	75,693
16寄附金		261,500	5,139	266,639
	1寄附金	261,500	5,139	266,639
18繰越金		60,642	2,963	63,605
	1繰越金	60,642	2,963	63,605
歳入合計		8,024,642	25,888	8,050,530

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		3,072,539	10,348	3,082,887
	1総務管理費	3,019,247	7,972	3,027,219
	2徴税費	20,946	396	21,342
	3戸籍住民登録費	11,521	1,980	13,501
5労働費		5,462	279	5,741
	1労働費	5,462	279	5,741
6農林水産業費		240,426	3,822	244,248
	1農業費	169,331	822	170,153
	3水産業費	30,935	3,000	33,935
8土木費		590,893	10,300	601,193
	5都市計画費	166,158	10,300	176,458
10教育費		681,040	1,139	682,179
	2小学校費	118,143	244	118,387
	3中学校費	65,480	895	66,375
歳出合計		8,024,642	25,888	8,050,530

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 3 国 庫 支 出 金	1,416,118	11,980	1,428,098
1 4 道 支 出 金	318,183	5,806	323,989
1 6 寄 附 金	261,500	5,139	266,639
1 8 繰 越 金	60,642	2,963	63,605
歳 入 合 計	8,024,642	25,888	8,050,530

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	3,072,539	10,348	3,082,887	1,980		2,139	6,229
4衛生費	546,693	0	546,693	4,984			4,984
5労働費	5,462	279	5,741				279
6農林水産業費	240,426	3,822	244,248	822		3,000	
8土木費	590,893	10,300	601,193	10,000			300
10教育費	681,040	1,139	682,179				1,139
歳出合計	8,024,642	25,888	8,050,530	17,786	0	5,139	2,963

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 国庫支出金	1,416,118	11,980	1,428,098
2 国庫補助金	1,029,617	11,980	1,041,597
1 総務費国庫補助金	855,924	1,980	857,904
5 土木費国庫補助金	136,046	10,000	146,046
14 道支出金	318,183	5,806	323,989
2 道補助金	69,887	5,806	75,693
2 衛生費道費補助金	13,526	4,984	18,510
3 農林水産業費道費補助金	23,264	822	24,086
16 寄附金	261,500	5,139	266,639
1 寄附金	261,500	5,139	266,639
1 寄附金	261,500	5,139	266,639
18 繰越金	60,642	2,963	63,605
1 繰越金	60,642	2,963	63,605
1 繰越金	60,642	2,963	63,605
歳 入 合 計	8,024,642	25,888	8,050,530

単位：千円

節		説	明
区	分 金 額		
2 戸 籍 住 民 登 録 費 補 助 金	1,980	社会保障・税番号制度システム整備費補助	
3 都 市 計 画 費 補 助 金	10,000	観光振興事業費補助 (観光・歴史まちづくり推進事業)	
3 環 境 衛 生 費 補 助 金	4,984	ヒグマ対策事業補助	
1 農 業 費 補 助 金	822	経営所得安定対策等推進事業補助	
1 寄 附 金	5,139	企業版ふるさと納税 指定寄附金(地域振興)	3,000 2,139
1 前 年 度 繰 越 金	2,963		

(3) 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費		3,072,539	10,348	3,082,887	1,980		2,139	6,229
1 総務管理費		3,019,247	7,972	3,027,219			2,139	5,833
1 一般管理費		883,276	5,832	889,108				5,832
6 企画費		1,983,871	2,140	1,986,011			2,139	1
2 徴税費		20,946	396	21,342				396
2 賦課徴収費		17,403	396	17,799				396
3 戸籍住民登録費		11,521	1,980	13,501	1,980			
1 戸籍住民登録費		11,521	1,980	13,501	1,980			
4 衛生費		546,693	0	546,693	4,984			4,984
1 保健衛生費		546,693	0	546,693	4,984			4,984
3 環境衛生費		40,894	0	40,894	4,984			4,984
5 労働費		5,462	279	5,741				279
1 労働費		5,462	279	5,741				279
1 労働費		5,462	279	5,741				279
6 農林水産業費		240,426	3,822	244,248	822		3,000	
1 農業費		169,331	822	170,153	822			
2 農業振興費		26,877	822	27,699	822			
3 水産業費		30,935	3,000	33,935			3,000	
2 水産業振興費		21,048	3,000	24,048			3,000	
8 土木費		590,893	10,300	601,193	10,000			300
5 都市計画費		166,158	10,300	176,458	10,000			300
2 都市整備事業費		3,934	10,300	14,234	10,000			300

単位：千円

節		説	明
区	分 金 額		
8 旅 費	126	職員旅費	
12 委 託 料	5,676	強靱化サーバ更新	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	30	職員研修負担金	
24 積 立 金	2,140	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立	
10 需 用 費	396	印刷製本費	
12 委 託 料	1,980	総合行政システム改修 旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る対応	
		財源更正	
14 工 事 請 負 費	279	檜山地域人材開発センター 浄化槽放流ポンプ№2及びフロート取替	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	822	江差町地域農業再生協議会補助 (経営所得安定対策等推進事業補助)	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,000	豊かな前浜づくりプロジェクト ナマコ増殖事業補助	
7 報 償 費	232	委員報償費 講師謝礼	132 100
8 旅 費	1,158	職員旅費	526

[illegible]

単位：千円

節		説	明	
区	分			金
			委員旅費 講師旅費	502 130
10	需用費	200	消耗品費	
11	役務費	130	通信運搬費 郵便料・送料	
12	委託料	8,580	歴史的風致維持向上計画策定支援	
10	需用費	244	消耗品費	
13	使用料及び賃借料	895	10人乗り車両リース料	

議案第 3 号

令和 8 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4 3, 0 4 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 8 年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和8年度 国民健康保険費特別会計 補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	賦課徴収費	国標準化システム導入に伴う印刷発注業務	325					325	
総務費	収納率向上対策事業費	国標準化システム導入に伴う印刷発注業務	30					30	
計			355					355	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		1	355	356
	1繰越金	1	355	356
歳入合計		742,691	355	743,046

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		46,817	355	47,172
	2徴収費	4,991	325	5,316
	4対策事業費	12,992	30	13,022
合 計		742,691	355	743,046

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰 越 金	1	355	356
歳 入 合 計	742,691	355	743,046

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
総 務 費	46,817	355	47,172				355
歳 出 合 計	742,691	355	743,046	0	0	0	355

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	1	355	356
1 繰越金	1	355	356
1 繰越金	1	355	356
歳 入 合 計	742,691	355	743,046

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	355	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	46,817	355	47,172				355
2 徴収費	4,991	325	5,316				325
1 賦課徴収費	4,991	325	5,316				325
4 対策事業費	12,992	30	13,022				30
1 収納率向上対策事業費	2,223	30	2,253				30
歳 出 合 計	742,691	355	743,046	0	0	0	355

単位：千円

節		明
区	分	
10 需	用 費	325 印刷製本費
10 需	用 費	30 印刷製本費